

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第28号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を加える。

改正後	改正前
別表（第2条関係） (1)～(389) (略) <u>(389)の2 畜舎建築利用計画認定申請手数料</u> <u>(389)の3 畜舎建築利用計画変更認定申請手数料</u> <u>(389)の4 工事完了の届出をする前における畜舎等の仮使用認定申請手数料</u> <u>(389)の5 畜舎等の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料</u> <u>(389)の6 畜舎等の敷地と道路との関係等に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</u> (390)～(556)の3 (略) <u>(556)の4 運転技能検査手数料</u> (557)～(585) (略)	別表（第2条関係） (1)～(389) (略) (390)～(556)の3 (略) (557)～(585) (略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第556号の4を加える改正は、同年5月13日から施行する。